

保護観察対象者等の就労支援に関する評価項目を追加します

平成 28 年 3 月

彦根市総務部契約監理室長

建設工事の入札参加者の格付にかかる発注者別評価事項について、次のとおり保護観察対象者等の就労支援に関する項目を追加します。

今回の改正は、平成 29 年度の入札参加資格審査から適用します。

◇保護観察対象者等の就労支援

☆保護観察対象者等とは、保護観察対象者および更生緊急保護の対象者のことをいいます。この保護観察対象者等の就労を支援し、その再犯を防止する観点から、保護観察所に協力雇用主として登録されている場合などの項目を加点項目とする。

◇協力雇用主として登録されている場合は 3 点、協力雇用主として、保護観察対象者等を雇用した場合は 6 点をそれぞれ加算するものとする。

◇評価内容

○〈協力雇用主としての登録〉 審査基準日（1 月 1 日）において、大津保護観察所に協力雇用主として登録されている場合・・・・・・・・・・ 3 点

○〈保護観察対象者等の雇用〉 審査基準日から過去 2 箇年において、協力雇用主として 3 箇月以上、保護観察対象者等を雇用した場合・・・・・・・・ 6 点

◇保護観察対象者等（保護観察・更生緊急保護の対象者）

○保護観察は、犯罪をした人または非行のある少年が、実社会の中でその健全な一員として更生するように、国の責任において指導監督および補導援護を行うもので、保護観察処分少年、少年院仮退院者、仮釈放者、保護観察付執行猶予者および婦人補導院仮退院者の計 5 種がその対象となります。

○更生緊急保護は、刑事上の手続き等による身体の拘束を解かれた人で援助や保護が必要な場合が対象となります。

○保護観察対象者等には、更生緊急保護の申出をした者で、身体の拘束を解かれた日から 1 年を経過しない者を含みます。

○協力雇用主の登録や保護観察等についての詳細は、大津保護観察所にお問い合わせください。

○新規登録の場合は、一定の審査期間が必要となります。

◇提出書類

大津保護観察所が発行する「保護観察対象者等の雇用に関する証明書」です。あらかじめ証明の交付を依頼しておいてください。（審査には時間がかかります。）

（証明書は原本を添付してください。）